

国立大学法人高知大学における建設等工事発注情報公表取扱要領

平成16年4月1日

規則第130号

最終改正 平成21年3月5日規則第78号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学における施設整備事業に伴う、建設等工事発注情報の公表については、国立大学法人高知大学会計規則（平成16年4月1日制定）その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(適用法令)

第2条 本要領の運用においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）及びこれに基づく政令を適用するものとする。

(適正化指針への配慮)

第3条 国立大学法人高知大学は政府関係機関であることに鑑み、適正化法第15条第1項により国が定めた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成18年5月23日付閣議決定）に配慮するものとする。

(規定の準用)

第4条 施設整備事業実施のための建設等工事発注情報公表に係る本要領の運用においては、工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について（平成13年4月6日付13文科施第5号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。ただし、公表の時期及び期間等について、契約担当役が必要と認めた場合は、同規定の一部を適用しないことができるものとする。

(公表の方法)

第5条 建設等工事発注情報の公表は、文部科学省大臣官房文教施設企画部契約情報室のインターネット公表システムを利用することができるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月5日規則第78号）

この要領は、平成21年3月5日から施行する。